

首里杜館映像コンテンツ制作業務に係る企画提案の募集について

次のとおり企画提案を募集するので、公告します。

令和2年12月28日

沖縄県知事 玉城 康裕

1. 募集する企画提案の要旨

公園利用者が琉球の歴史・文化について学び、理解を深める機会を創出し、公園利用者の利用満足の向上を目的とした、「首里杜館映像コンテンツ制作業務」にかかる業務について、企画提案を募集します。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

(4) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

(5) 過去5年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)、地方公共団体又は公共的団体と琉球の歴史・文化等に関する映像制作業務を受託した実績があること。

(6) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「首里杜館映像コンテンツ制作業務に係る参加説明書」に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。

(7) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する担当者は、琉球の歴史・文化等に関する映像制作業務(以下、「映像制作業務」という。)の実績がある担当者を配置すること。

(8) 本業務の見積額が契約限度額以内であること。

(9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(5)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で(6)及び(7)の要件を満たす者であること。

3. 企画提案等の内容

「首里杜館映像コンテンツ制作業務にかかる募集要綱及び同参加説明書(沖縄県土木建築部都市公園課ホームページに掲載。また、「5.連絡先」でも交付する。)を参照すること。

4. 主なスケジュール

- (1) 参加申込期限 令和3年1月7日(木)
- (2) 企画提案書提出期限 令和3年1月15日(金)
- (4) 企画提案選定委員会 令和3年1月21日(木)(予定)
- (5) 審査結果の通知 令和3年1月25日(予定)
- (6) 委託契約 令和3年1月28日(予定)

5. 連絡先

沖縄県土木建築部都市公園課 嶺井
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL:098-866-2035 FAX:098-866-7875
e-mail:mineiutr@pref.okinawa.lg.jp